

令和6年度 第1回情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時 令和7年3月3日（月）
午後3時24分～
場 所 日赤会館9階会議室

出席委員 横山委員（会長）
惣谷委員（会長職務代理者）
出津野委員

事務局 田伏事務局長、池本次長兼業務課長、中田総務課長、
尾藤業務課長補佐兼資格保険料班長、
森下総務班長、津村総務班主査

【会議の流れ】

- 1 開会 <午後3時24分>
- 2 事務局長あいさつ
- 3 審査会委員の紹介
- 4 事務局職員の紹介
- 5 議題
 - (1) 和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について
 - (2) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の第三者点検について
 - (3) その他
- 6 閉会 <午後3時59分>

【議題要旨】

- (1) 和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例等の一部改正について

【事務局】

議題(1)の資料に基づき、詳細な内容を説明。

【委員】

特に意見なし。

- (2) 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の第三者点検について

【事務局】

議題(2)の資料及び参考資料に基づき、詳細な内容を説明。

【委員】

資格確認書を発行する人の割合はどれくらいか。

【事務局】

現在、暫定的な措置で、マイナ保険証の取得状況に関わらず、全員に資格確認証を発行している。マイナ保険証の登録率については約65%から70%。

【委員】

全項目評価書の33ページに、データの保管期間は20年以上と記載があるが、亡くなるまでということか。死亡後マイナンバーがなくなれば、自動的に消去の手続に入るというイメージか。

【事務局】

死亡された方もデータとしては保管を継続するため、一番長い20年以上保管としている。

【委員】

永久保管ということか。マイナ保険証は消滅すると思うが、残していくのか。膨大なデータ量になると思うが。

【事務局】

亡くなられた方の情報についても、マイナ保険証の情報に関わらず、他の給付の情報等と併せて、死亡後も残しており、現時点で消去は行っていない。どこかで消去する作業は必要になると考えている。

【委員】

膨大なデータ量になるので、管理が大変だと思う。

【委員】

全員に資格確認書を発行しているとの事だが、国は基本的にはマイナ保険証を利用できる方には資格確認書を発行しない方針と聞いているが。

【事務局】

7月末までは現行の被保険者証が使用できるため、7月までの新規資格取得者に対する暫定的な措置で、次の8月以降は、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、持っていない方には「資格確認書」を送ることになる予定。

【委員】

先ほどのデータ保管期間については、データ利活用の観点から、ビッグデータとして蓄積したデータを統計データとして使いたいので、せっかくのデータを捨ててしまうのはもったいないという考え方と思う。

【委員】

その場合は個人を特定できる情報を抜いて使用することになるのか。

【事務局】

匿名化して使うことになる。

【委員】

国の主導により、基本的にはクラウドに保管して、クラウドを全国の広域連合が共同して委託する国保中央会が管理する体制になると思う。

クラウドへの移行作業は、全国の各広域連合が実施することになると思うが、移行作業を行う時の、事務外で利用するリスク等の中に、二人体制でアクセスをなさないとか、不正な持出をしないよう監視しなければならない、と規定があるが、これは具体的にどういう体制で監視するか等、全国的に統一した基準については示されているか。

【事務局】

体制までは示されていない。

【委員】

各広域でこう監視体制をとります。具体的にはこうですと決めるのは各広域の裁量か？

【事務局】

そうです。

【委員】

そうであれば、抽象的な内容にとどまっていることが多く、全体的なルールとしては決められているが、具体的にどういう作業を進めていくのかについて、広域連合が負担している部分が多いのかなと思うので、そこは情報が流出しない対策を取る必要があるように思う。全体的な内容としては問題ないと思う。

【事務局】

実際の作業については、この部屋の隣がサーバールームになるので、職員が常に事業者を監視して、データをクラウドに送る体制をとっている。

【委員】

今回の改正の要点は、47都道府県の後期高齢者医療広域連合が、それぞれ自分でサーバーを立てて個人番号を管理していたところ、一か所のクラウドで管理することで、バラバラにやっていたのを一つのサーバーでまとめてしまうという話と思う。

その結果、取りまとめるアマゾンウェブサービスが47都道府県のデータを一括管理するという形で、新たなプレイヤーとして入ってくるので、そのプレイヤーに対して様々な義務付けを行い、また移行作業の際の流出リスクについても、すべきことを明文化していくなかで、基本的に一か所にまとめるという意味で、業務プロセスが変わるが、個人情報の取扱いの方法が変わるわけではないという理解でいいか。

【事務局】

そうです。

【委員】

個人情報流出の観点からいうと、47広域連合がそれぞれ委託している中で、何かミスが起こる可能性があるが、一か所にまとめることでリスクとしては下がるのかなと、もちろん、まとめて全て流出するという恐ろしいリスクはあるにはあるが、情報を持ち出すリスクも個別に管理するより減ってくる、より望ましい方向なのかなというふうに思う。参考資料の点検ポイントの中で今回見なければならぬところとして、業務プロセスが変わっていないという考えでいいか。

【事務局】

そうです。

【委員】

私からは特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容について、特に修正すべき点はありませんが、他の委員さんもございませんか。

【委員】

なし。

【委員】

それでは、点検については以上でよろしいですか。

【委員】

はい。

【委員】

では問題なしと認めます。

議題（３）その他

意見なし

閉会